

情審第6号

平成29年7月24日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会
会長 一寸木吉久

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

平成29年4月19日付け総第12号で諮問（諮問第25号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、平成28年12月9日付けで、小田原市条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、小田原有機の里づくり協議会の規約、決算書及び事業計画書（以下「本件文書」という。）の公文書公開請求を、実施機関に対し行った。

なお、小田原有機の里づくり協議会（以下「協議会」という。）は、有機農業の振興等を図る団体であり、小田原市はその会員となっている。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、平成28年12月26日付けで本件処分を行った。なお、実施機関が保有する協議会の文書として、現行の規約のほか、決算書は平成23年度から平成27年度まで、事業計画書は平成24年度から平成28年度までのものを本件文書とした。
- 2 本件処分は、次の各情報を非公開とし、非公開事由は、条例第8条第1号に規定する個人情報に該当するものとした。
 - (1) 決算書中の監査報告書における監事個人の氏名及び印影
 - (2) 決算書（平成23年度及び平成24年度分）中の支出摘要欄記載の旅費交通費を使用した会員個人の氏名ただし、(2)については、本件処分決定通知書における記載が欠落していた。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、平成29年3月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、平成29年3月8日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、平成29年3月15日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、平成29年3月23日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 平成29年4月14日に、審査請求人から審査庁に対し、反論書の提出はしない旨の意思表示があった。
- 5 審査庁は当審査会に対し、平成29年4月19日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。ただし、監事個人の印影を公開しなかったことについては不服がないとしている。

2 審査請求の理由

平成29年3月2日付け審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。なお、他の主張書面の提出はなく、また申出がなかったため、口頭意見陳述は行われていない。

(1) 審査請求人が公開請求しているのは、団体の活動に関わる文書であり、その構成員としての活動を示すものであり、個人の活動に関わるものではない。氏名を表示することで何らかの不利益を被る性質のものでもない。

協議会は、農林水産省の「産地収益力向上支援対策事業」による国庫補助金を受けている団体であり、小田原市庁舎内に事務局を設置し、小田原市長が会長を務め、小田原市が事務支援をしていることから、相当程度の公益性があると認識している。実質的に事業費の大部分が公費によっている団体の運営に関する文書、殊に監査報告書は、例外なく公開すべきである。監査報告をした監事の氏名を非公開とするのは、行政の裁量権を逸脱した違法行為である。誰が監査をしたかも分からずに、適法に監査したのかどうか理解できるものではない。

(2) また、平成23年度及び平成24年度分の決算書中の旅費交通費支出摘要欄の記載が公開されなかったが、支出費目に掲げられた「神奈川県農政懇談会」なる団体も公益性が高いにもかかわらず、その非公開理由さえ示されていないことから、疑問の余地さえない違法行為である。

第6 実施機関の主張の要旨

平成29年3月15日付け弁明書、平成29年5月29日実施の口頭意見陳述によると、実施機関の主張の要旨はおおむね次のとおりである。

1 協議会は、審査請求人の述べるとおり国庫補助金を受けており、また事務局は小田原市役所内にある等、行政との関わりは少なくない。しかし、協議会は行政機関ではなく、会員が公務員となるわけではない。また、協議会は法人ではなく任意団体であるが、その会員や監事個人の氏名等の公表を義務付ける法令等の規定はないし、広報活動等により公にしている慣例や実態もない。なお、監事は協議会の団体会員に属する個人が務めている。

このため、決算書中の監査報告書の監事の氏名(以下「監事の氏名」という。)及び決算書中の支出摘要欄記載の旅費交通費を使用した会員個人の氏名(以下「旅費交通費使用者の氏名」という。)は、条例第8条第1号本文に規定する個人情報に該当し、かつ同号ただし書には該当しない非公開情報と判断した。これら非公開情報以外の情報については、同協議会の活動に

一定の公共性が認められることから、団体に関する情報として公開すべきものと判断した。

- 2 なお、本件処分決定通知書の「公開をしない部分の概要」欄において、非公開情報のうち、旅費交通費使用者の氏名の記載が脱落していることが判明したので、今後、脱落している非公開情報を追記した決定通知書を作成するよう措置したい。ただし「公開をしない理由」欄については、不備はない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び口頭意見陳述並びに関係資料に基づき本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 条例第8条第1号の規定の解釈

- (1) 実施機関は、本件処分における非公開情報は、条例第8条第1号本文に規定する個人情報に該当し、かつ、同号ただし書には該当しないものであるとしている。そこで、始めに同号の規定の解釈を行うこととする。なお、審査請求人は、本件処分における非公開情報は団体の構成員としての情報であり、個人の活動に関わるものではないと主張している。しかし、団体の構成員としての情報は個人情報にも該当し得ると認められるため、以下のとおり検討するものである。

まず、条文の規定について見ると、同号は、その本文において、個人に関する情報（ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まれない。）であって特定の個人を識別することができるものは、非公開情報であるとしつつ、ただし書において、次に掲げるような情報は除くものとしている。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 当該個人が、条例に規定するところの公務員等である場合、その職務の遂行に関する一定の情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (2) この規定の解釈であるが、まず同号本文について見ると「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味するものである。なお、個人が事業を営んでいる場合の当該事業に関する情報は、法人等に関する情報と同様に取り扱われるべきであるため、個人に関する情報からは除かれるものである。

また「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名等、特定の個人に関する情報全体となるものである。

- (3) 次に、同号ただし書について見ると、アは、一般に公にされる情報については、保護する必要に乏しいことから、非公開情報とはしない旨のものである。「法令若しくは条例の

規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開する規定を意味するものである。また「慣行」とは、慣習法ではなく、事実上のもので足りるものである。「公にされ又は公にすることが予定されている」とは、現に又は将来、当該情報を一般が知り得る状態に置く又はそれを予定していることを示すものである。

イは、条例が規定する公務員等の職務の遂行に関する一定の情報は、公務内容の説明責任の観点から、非公開情報とはしない旨のものである。「条例が規定する公務員等」とは、国家公務員、地方公務員、独立行政法人の役員及び職員等をいうものである。「職務の遂行に関する一定の情報」とは、原則として、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容をいうものである。

ウは、保護されるべき個人の権利利益を上回る公益があるときには、当該情報を非公開情報とはしない旨のものである。

2 本件処分における非公開情報の評価検討

- (1) 前項を踏まえ、本件処分について評価検討する。本件処分において非公開とされた情報は、監事の氏名及び旅費交通費使用者の氏名である。
- (2) まず、これらの情報は個人名であり、かつ、個人が自ら事業を営む場合の当該事業に関する情報ではないことから、条例第8条第1号本文に規定する個人情報に該当すると認められる。
- (3) 次に、条例第8条第1号ただし書に該当するかどうかを検討する。弁明書及び実施機関による口頭意見陳述によると、協議会は有機農業の振興等の公益を図る団体として、その支出の大部分を国庫補助金に拠っていることが認められる。また、その構成は、有機農業者団体に加え、小田原市や小田原市農業委員会が参加している。さらに、事務局は小田原市役所内に置かれ、小田原市職員が事務局員を務める等しており、審査請求人が主張するとおり、公益性が高い団体であると認められる。
- (4) しかし、協議会は、あくまで規約により任意に設立された団体であり、法令や条例に基づき設置された団体ではない。また、国庫補助を受けているが、そのことを理由として決算書の公表を義務付けるような法的規定は、見当たらない。さらに、協議会が何らかの媒体により自主的に決算書を公表しているような事実や、そうした予定も見受けられない。

このため、本件処分における非公開情報が、同号ただし書アの規定に該当するとは認められない。同様に、協議会の会員が同号ただし書イに規定する公務員等に該当するとも認められない。また、今回、本件請求が同号ただし書ウの規定に該当するという事情も特に認められない。
- (5) 以上の評価検討から、監事の氏名及び旅費交通費使用者の氏名は、条例第8条第1号本文に規定する個人情報に該当し、かつ同号ただし書には該当しない非公開情報であると判断される。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

協議会は、既に述べたとおり、国庫補助金を受けている等、公益性が高い団体であり、その活動に関し透明性を確保していくことは、大きな意義があるものとする。また、実施機関は、協議会の会員であり、現在、小田原市長が代表理事を務める等、協議会の活動に大きな役割を有しているものと認められる。

したがって、協議会自らが何らかの媒体を通じて積極的な情報公開を図っていくよう、実施機関として働きかけていくことが望ましいと考えるものである。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年 月 日	経 過 内 容
平成29年 4 月 1 9 日	審査庁からの諮問書を受付
平成29年 5 月 8 日 第66回情報公開審査会	事案の審議
平成29年 5 月 2 9 日 第67回情報公開審査会	実施機関の口頭意見陳述の聴取及び事案の審議
平成29年 7 月 3 日 第68回情報公開審査会	答申案の検討